

第6回

坂井市行政改革推進協議会 議事録

平成23年9月22日

議題	第6回坂井市行政改革推進協議会			記録	承認		
日時	平成23年9月22日 14:00-16:15			事務局 山田	行政経営課 小林課長		
場所	多目的研修集会施設 2F 円卓会議室						
出席委員	廣瀬委員(会長)、石田委員、内田委員、北山委員、白崎委員、高倉委員 田崎委員、多田委員、野田委員、宮越委員、長谷川委員、八十島委員						
欠席委員	瀬野委員、後藤委員						
市	副市長、総務部長、財政部長、総務部次長、職員課長、財政課長、行政経営課長 行政経営課参事、行政経営課補佐、谷根主査、北川主査						
配布資料	第5回行政改革推進協議会 補足資料 行政改革の取り組み状況 平成22年度決算の状況(概要) 第二次坂井市行政改革大綱(案)						
開会	I 開会 (行政経営課長)	それでは、坂井市行政改革推進協議会を開催させて頂きます。 1つ報告させて頂きます。 定池委員さんにつきまして、先般、大閑公民館長に就任されました。、坂井市の嘱託職員になりますので、委員を辞任させて頂きたいとの申し出がございましたので、了承させて頂きました。1名欠員となりますけれども、あと今年2回程度開催を予定しておりますが、このままの人数で進めたいと思いますのでよろしくお願ひします。					
	1. 副市長 あいさつ (副市長)	皆さんこんにちは、お忙しいところ今日の協議会にご出席頂きありがとうございます。 昨日から今日にかけまして、台風15号が接近しましたが、大きな被害もなく安心しているところでございます。この協議会も今日で6回目ということで、今まででは、部門別にご検討頂きました。今回ある程度素案が出来ましたので、それを基にご協議頂いて、今年いっぱい答申を頂くよう、よろしくお願ひします。					
	(行政経営課長)	それでは、会長さんにお渡ししますので、進行をよろしくお願ひします。					
協議会の内容	II 会議 1.会長あいさつ (廣瀬会長)	お忙しい中お集まり頂きありがとうございます。 本日少しのどを痛めておりまして、聞こえにくいくらいかもしれません、よろしくお願ひします。副市長からあいさつがありましたように、今年は地震や台風による被害がありました、幸い福井県におきましては、そういう被害はありませんけれども、先般話がありました安全・安心なまちづくりも含めて考えていかなければいけないと思います。協議会も最後のまとめの部分に入りますので、皆様の活発なご意見を頂きますよう、よろしくお願ひします。 早速ですけれども、まず前回の協議会で質問のありましたことについて、資料を基に説明して頂きたいと思います。事務局お願ひします。					
	2.前回質問資料について (行政経営課補佐)	第6回行政改革推進協議会の質問資料を説明					
	(会長)	この件に関しまして、何かご質問等ありませんか。					
	(委員)	この公園は、永久に残しておくことになるのですか。					
	(副市長)	三国支所前の公園については、都市公園ということで将来的に残していくということです。資料下の市有地につきましては、残地についても将来的には、活用したいと思っています。					
	(会長)	それでは、報告事項について説明をお願いします。					
	3.報告事項 (行政経営課長)	行政改革の取り組み状況について説明。					

協議会 の内容	(会長)	この件に関して、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。 未達成の部分を、今後にどう活かすかが大切だと思います。 未達成の原因を究明することで、次の改革に活かしていくことから、何らかの整理があるといいと思います。またご検討頂きたいと思います。
	(財政課長)	それでは、平成22年度決算の状況について説明をお願いします。
	(会長)	平成22年度決算の状況について説明。
	(委員)	非常に難しい話になりますが、公共団体の場合、歳入と歳出がリンクして動くことになると思います。 何か質問ありましたらお願いします。
	(委員)	起債制限比率では、15%で要注意のところ、10%の目標値を定めてあつた。今回の実質公債比率では18%が要注意で、その18%が目標値となっているのはなぜか。今後、余裕がなくなる方向に向いているのか。
	(財政課長)	H19年度までは、実質公債比率の設定がありませんでした。 実質公債比率は、H20年度に新たに指標として定められ、坂井市は、17.3%であり危険区域でした。その後の努力で14.4%まで改善しました。改善はしているものの、今後の目標値としては、もっと低い数値の設定が必要と考えています。
	(会長)	現在の行革大綱の期間中に夕張市の財政破綻もあり、実質公債比率になりました、その数値の設定は、大綱で定めてありませんので、次期大綱の中でこの実質公債比率をどう扱うか、その中で、新たな目標値を決めていくことになると思います。 それでは、最後に時間の余裕があれば、またお聞きすることにしまして、次の第二次行政改革大綱(案)の検討についての説明をお願いします。
	4.協議事項 (行政経営課補佐)	第二次行政改革大綱(案)について説明
	(会長)	基本項目を全部合わせて提示したことになります。 全体を含めて気がついた点からご意見を頂きたいと思います。
	(委員)	意見として3点申し上げます。 第1点目は、背景と基本方針について、背景部分の記述が多く、もっと第二次行政改革の理念やテーマが薄いので、もっとこの部分に重点を置いて記入した方がいいと思います。(案を提示)一度検討下さい。 2点目として、基本方針の中に、まちづくりをどうするかを入れてはと思いま す。(案)のとおり地域協働のまちづくりを追加しましたので検討下さい。 3点目は、P2の推進体制の図で議会から市民への報告と市民代表の矢印は 両方向矢印となっていますが、議員の報告責任を明確にする上でも、片方向 づつ分けて記入した方がいいと思います。
	(会長)	分かりやすく説明頂いたと思います。 他の委員さんご意見ありますでしょうか。
	(副市長)	大きな目的を書いて、その手段を後に続けた方がいいと思います。また基本項目の並び方を変更してはどうかと考えています。行政改革は、それ自身が目的ではなく、これからまちづくりをどうするかです。基本項目で言うと上質なサービスの提供であり、それを実現するために職員の適正な配置などがあると思います。大きな変更になると思いますので、ご意見頂ければと思います。
	(総務部長)	本文中に市民協働のまちづくり、市民参画が色濃く出ていますが、そういう理解でいいのでしょうか。 市として、合併の中で地域自治区を設置し、地域協議会を置き、まちづくり協議会を設置しました。協働のまちづくりということで、市民と行政が役割を定めてまちづくりを進めていくのが坂井市の基本的考え方です。協議会も4年程経ちますが、市としても組織の充実など、今後も活発なまちづくりに取り組んで行きたいと思います。 議会の件について、総務部長から説明させます。
		坂井市議会でも、議会対策特別委員会を設置し、議会基本条例の制定に向けて取り組んでいます。議会基本条例というのは、議会の責務・議員の責務を明確にすることと、議会として住民説明会の開催とか、各種委員会や特別委員会などでどのような議論をしているのかをオープンにして行こうということで、議会としてもこのような取り組みがあることを報告させて頂きます。

協議会
の内容

(会長)	異論がないようでしたら、副市長が言られたようなことを基本方針に盛り込んでいいと思います。そのような方向で修正するということでよろしいでしょうか。その他ございませんでしょうか。
(委員)	質の高いサービスの提供で「市民のニーズ」ということばがよく出てきますが、的確にニーズをとらえているのか、私の知る限りアンケートを2回程行っていますが、広報関係と公共施設関係だと思います。市民のニーズが何かをはつきりさせるべきです。質の高いサービスなどは数字に表しにくく、現状分析、課題抽出をしっかりと行うことが大切だと思います。アンケートなども行ってはどうか。
(総務部長)	H20年にアンケートを実施させて頂きました。それを基に総合計画などは出来ております。総合計画も今年度で5年が経過し、市民満足度調査を抽出で行う予定です。 市民から直接の意見収集方法としては、市長への手紙を実施しています。区長会、まちづくり協議会や地域協議会などいろんな意見をお聞きしています。市民ニーズについては、大綱の中ではその方針を示し、実施に移すのは、各部で計画することになるかと思います。ニーズについては、取捨選択しながら進めています。
(会長)	大綱については、方向性でいいと思いますが、委員さんがおっしゃった、もう一つ重要なポイントは、市民のニーズをとらえるということが大綱に書かれていない、ということだと思います。「市民アンケートなどによりニーズをとらえます。」という文面があつてもいいと思います。
(委員)	行革とは、行政の無駄をなくして資金を捻出することだと思います。「質の高いサービスの提供」は、どちらかと言えば支出の考え方であり、併記されるのに違和感があります。
(委員)	行政改革はスクラップアンドビルトが根本にあると思います。バランスを考えて実施していくことだと思います。
(会長)	制約された条件の中で、その資金をいかに効率よく使うかという二段構えのところはあると思います。
(委員)	大綱の中に「市民のニーズ」ということばが出てくる以上、ニーズをどのように把握するかを記入した方がよいと思います。
(委員)	以前アンケートを記入した覚えがあります。行政側が選択肢を示すのではなく、もう少し方法を考えた方がいいと思いました。
(副市長)	いろいろなアンケートがあり、これから行うのは合併後5年経過したところでの総合計画のアンケートで、次の5年の総合計画につなげるアンケートになります。分かりやすく、答え易い設問で身近なものを考えていますので、よろしくお願いします。 行政は毎日がニーズの把握であり、出来るものから毎日取り組んでいます。いかに無駄を省いてサービスの質を上げるか、先ほどの100の改革もその具体的方策として無駄を省いて、行革の効果額を市民サービスにつなげる。また、行革は職員の意識改革が一番大切だと思っています。
(財政部長)	税収は右肩下がりであり、限られた財源では、スクラップをしないとビルト出来ないのが現状です。それを徹底して質の高い行政サービスにつなげる。職員の意識改革の話しがありましたか、予算もなかなかスクラップ出来ないのが現状です。
(会長)	市民の要望に何でも応えるのではなく、取捨選択も含めて市民のニーズに応えていくことだと思います。 先ほどの100の改革体系P2の「透明性の確保」でもあるように、市民から市長への手紙やインターネット公聴など情報収集により市民の変化するニーズをとらえ、そこから取捨選択していくことを大綱に記入することだと思います。
(委員)	他にご意見ありますでしょうか。 最適な行政運営の推進のところで2点お願いします。 1点は、P6中段「社会保障費の増加」ではなく、「社会保障関係事務の増加」ではないか、検討下さい。 職員数の削減のところで「年齢構成のバランス」と書いてありますが、定数はあくまで事務量で定めるものだと思います。 P8(1)交付金制度は、「市民ニーズに応える」のではなく、「地域協働社会の充実」のためだと思います。また文書にダブリ感があるので(例)として地域協働社会の充実には、「行政が市民に何をするかではなく、市民が地域のために何ができるか」が重要です。ではどうでしょうか。

協議会
の内容

(会長)	何々のために何々をする。という書き方のほうが分かりやすいということだと思います。 ソフト面でもスクラップアンドビルトがあってもいいと思いますし、市民の皆さんには、強い姿勢で書くようになると思いますが、それが第二次行政改革の特徴になるのかも知れません。
(委員)	P14では、現在の行革で「削減」となっていましたが、「縮減」となっているのは、削減が終わって次の段階と考えればいいのでしょうか。 P15①「公平性の確保」は②の記述ではないかと思います。
(行政経営課長補佐)	削減と縮減の使い方は、感覚的なものがあるため、統一させて頂きます。
(委員)	実際には、削るところは削ってきたので、縮減になったという意味だと思います。 スクラップアンドビルトの観点からは、削減かも知れません。
(委員)	P8「事業交付金制度の充実」とありますですが充実とは事業交付金制度が拡大されるように思われるのではないかでしょうか。
(行政経営課長補佐)	以前の図では、市民に向けて補助金の矢印がありましたが、それを交付金として充実するという意味合いでです。
(会長)	ビルトのほうだけ残ってスクラップの図が見えていないので拡大に見えるということだと思います。
(委員)	やはり、行革というのは、スリム化しないと次の事業に振り分けられないと思います。
(会長)	交付金に軸足を移すというニュアンスを入れてもらうといいと思います。
(委員)	合併特例債が5年間延長された時のメリットとデメリットはなにか。 県では第3次行財政改革実行プランが出されたが、内容はほぼ坂井市と同じになっている。市民協働の部分は違うのですが、参考に皆さんに配って欲しい。
(会長)	県のプランは今から配って頂けるそうです。 合併特例債と先ほどP15の「公平性の確保」の件が抜けましたので、お願ひします。
(行政経営課長補佐)	①の方は受益者負担で受益を受ける人から頂きましょうという公平性の確保、②は払う人と払わない人の公平性の確保ですが、文面を少し見直します。
(財政部長)	合併特例債は、合併して10年間に限り活用出来るもので、借入額の70%が交付税に算入されます。 震災の地域は10年、その他は5年借入れ期間を延長しようというもので、坂井市の場合一番危惧しているものは、パイプラインの負担金であり、H28年度から支払いが始まります。今までだと合併特例債が使えなかったものが、使えるようになり、大きなメリットです。今回の改正は、発行期限を延長するものであり、金額が増える訳ではありません。学校関係もH27年度までの改修計画ですが、延長期限内に、保育所や公民館なども改修出来れば、合併特例債を使えることになります。
(会長)	限度額もありますので、ある程度余裕を見て計画的に使うということだと思います。
(委員)	その他ありますでしょうか。 下の注釈が本文のどこにあるか分かりにくいので、印を付けて頂ければと思います。
	P8の図で市民の中の3つに分けたブロックで、自治組織の女性の会などは何を意味しているのか、各種団体との違いがはっきりしない。 まちづくり基本条例の進捗状況を教えて下さい。
(総務部長)	まちづくり基本条例ですが、H21年から取り掛かっておりました。素案を昨年議会に提出しました。今年度中には議案として上程したいということで、9月の全員協議会の中で審議して頂いています。9月に上程予定でしたが、議会でもう少し審議したいということで12月に上程したいと思っています。
(委員)	この大綱が出来るときには、(仮称)は取れることになるのですね。
(行政経営課長補佐)	自治組織の女性の会や子ども会は、地区の組織を指したもので、同様に、連合会的団体もあります。
(会長)	P8のところですが、市民の方に分かりやすいように工夫していただきたいと思います。

協議会の内容	(多田委員)	効率的な組織体制の確立の点で、地域自治区の期限が書いてありますが、この地域自治区があることで、効率的でないこともあると思います。地域協議会とまちづくり協議会については態様が似ていますし、地域協議会自体が市民に知られていないところが多く、地域協議会とまちづくり協議会を一本に出来たらいいと思います。
	(副市長)	地域協議会は、合併後も旧町の特徴を残そうという目的がありました。10年で期限を迎えるますが、今後どうするかは、皆さんの意見を聞いて判断しなければいけません。地域協議会は、諮問機関であり、意見を政策に反映させるという大きな役割があります。地域自治区がなくなったとしても、地域協議会のようなしくみは必要だと思います。まちづくり協議会については、実際に実行する組織であり、まちづくりに対して、地域協議会も協力して進めて行くという役割になっています。地域協議会は市民に対して分かりにくい面があるかと思いますが、もっと充実させる必要があると思います。まちづくり協議会と地域協議会は、それぞれの大事な役割を担っていると思います。
	(委員)	地域協議会をなくしてしまおうという意見もあることは事実です。
	(副市長)	総合計画など様々な計画を作る中で、その役割は重要です。今後公共施設の見直しもありますので皆さんの意見を伺いたいと思います。市民の皆さんにも関心を持ってもらうことも大切だと思います。
閉会	(会長)	本日たくさんご意見を頂きました。大きく変わる部分もあるかと思いますので、次回に反映させた形で提示頂く事になると思います。それでは、事務局お願ひします。
	Ⅲ閉会 (行政経営課長)	次回開催は、1ヶ月程時間を頂きたいと思いますので、10月末頃に開催したいと思います。資料につきましては、また1週間程前に発送させて頂きますのでお願いします。本日はありがとうございました。